



議案第一号

大谷地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決の
一部変更について

次のとおり大谷地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決（昭和六十年七月二十七日）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年一月二十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

四 契約金額中「四七〇〇〇〇〇円」を「四七五〇〇〇〇円」に改める。

五 工事完成期限内「昭和六十一年一月二十日」を「昭和六十一年三月二十日」に改める。